

議会運営委員会会議録

平成20年6月19日（木）

（開 会）16：09

（閉 会）16：53

○ 委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件を一括議題といたします。

追加議案について、執行部に説明を求めます。

○ 財政課長

議案第74号及び議案第75号の専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものであります。なお、この2件の専決処分につきましては、平成19年度の決算処理のために補正予算を編成いたしましたものでございます。配布いたしております平成20年度特別会計補正予算資料をお願いいたします。1ページをお開きください。表の下に記載しておりますように、老人保健特別会計及び小型自動車競走事業特別会計の平成19年度決算におきまして収入不足となりましたため、平成20年度予算から繰上充用をするものでございます。2ページをお願いいたします。老人保健特別会計の収入不足による前年度繰上げ充用額は、2億8,479万6千円でありませんが、歳入で計上いたしておりますように支払基金の医療費分交付金及び医療費の国庫負担金が、前年度（平成19年度）に全額交付されなかった精算分として、平成20年度に交付され、これを財源といたしますので、実質的な財源不足額は生じておりません。次に、小型自動車競走事業特別会計の前年度繰上げ充用額は、6億504万6千円ありますが、歳入の勝車投票券発売収入とそれに関連する歳出の開催経費の追加によりまして収支のバランスを取っております。以上で、予算関係議案の説明を終わります。

○ 総務課長

引き続きまして、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。お配りしております「議案概要」で、説明させていただきます。「議案第72号 飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部を改正する条例」につきましては、原油価格の高騰のため、筑豊ハイツの日帰り入浴の料金を、大人、児童ともに100円引き上げ、8月1日から大人を300円から400円に、児童を200円から300円にするものでございます。「議案第73号 交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」につきましては、1月10日に起きました公用車による傷害、車両等損傷事故に係る損害賠償を行うもので、相手方の治療費、車両修理費用等につき、市の過失割合に応じて損害賠償を行うことについて6月10日に示談が整いましたので、追加議案として提出するものであります。以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。次に、議案の追加議案の上程時期及び付託委員会について事務局に説明させます。

○ 議事事務局次長

ただ今説明のありました追加議案4件につきましては、6月23日の本会議の一般質問終了後、すでに上程されております議案の質疑、委員会付託のあと、提案理由説明、質疑ののち、議案第72号は市民経済委員会に、73号は総務委員会に、74号は厚生文教委員会に、75

号は市民経済委員会にそれぞれ付託していただいております。ご審議方よろしくお願いたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。追加議案の上程時期並びに付託委員会については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、追加議案の上程時期並びに付託委員会については、そのように決定いたしました。次に、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会委員の人選及び設置時期について事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

公共施設等のあり方に関する特別委員会委員につきましては、お手元に配付いたしておりますとおあり、各党派で調整がなされたうえで、届け出られております。特別委員の選任につきましては、飯塚市議会委員会条例第8条の規定により、議長が会議にはかつて指名することになっておりますので、6月23日の本会議において、議長発議によりまして特別委員会の設置を諮り、届け出の議員を議長において指名していただいております。ご審議方よろしくお願いたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。公共施設等のあり方に関する調査特別委員会の委員の人選及び設置時期については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会の委員の人選及び設置時期については、そのように決定いたしました。

次に、会議予定の変更案について事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

お手元に配付しております平成20年第2回 飯塚市議会定例会会期日程(変更案)をご覧ください。会議予定でございますが、先ほどお諮りしました追加議案4件及び飯塚市公共施設等のあり方について追加して記載をいたしております。内容の説明は省略させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。会議予定の変更案については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、会議予定の変更案については、そのように決定しました。

次に、議案に対する質疑通告について事務局から報告させます。

○ 議会事務局次長

議案に対する質疑通告につきましては、「議案第60号 財産の取得(飯塚小型自動車競走場車券発券機等)」について、楡井議員より、「議案第61号 訴訟事件に係る和解」について、

川上議員より、「議案第66号 専決処分の承認（平成19年度飯塚小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）」）について、楡井議員より質疑通告がっておりますので、報告いたします。なお、その他の議案につきましては、質疑通告がおりませんので、23日に行われる議案に対する質疑の際、議長において「質疑通告がおりませんので、質疑を終結いたします。」という議事進行となりますので、よろしく願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。議案に対する質疑通告につきましては、ご了承願います。

次に、意見書案の取り扱いについて事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

お手元に配付しておりますとおり提出された意見書（案）が2件ございます。案件に記載の（1）の「携帯電話リサイクルの推進を求める意見書（案）」、（2）の「子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書（案）」、（3）の「日本映画への字幕付与を求める意見書（案）」及び（4）の「「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求める意見書（案）」以上4件が、公明党の八児委員から、（5）の「教育予算の拡充を求める意見書（案）」が民友クラブの市場委員からそれぞれ提出されております。ご審議方よろしく願いいたします。

○ 委員長

事務局の説明が終わりましたので、携帯電話リサイクルの推進を求める意見書案、子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書案、日本映画への字幕付与を求める意見書案及び「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求める意見書案以上4件について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○ 八児委員

ありません。

○ 委員長

次に、教育予算の拡充を求める意見書案について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○ 市場委員

よろしく願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。おはかりいたします。意見書案5件については、各会派にお持ち帰りいただき、後日に委員会で賛否を確認したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案の取り扱いについては、そのように決定しました。

次に、議意見書案に対する賛否締切日について事務局より説明させます。

○ 議会事務局次長

ただいまご審議いただきました意見書案5件につきましては、提案されます本会議最終日の2日前、6月25日水曜日の午後5時までに賛否を報告いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。おはかりいたします。意見書案に対する賛否締切日については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案に対する賛否締切日については、そのように決定しました。なお、各会派お集まりの折に、ご協議されまして、先程協議いただきました5件の意見書案に対する賛否を事務局まで報告いただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、議員提出議案の取り扱いについて事務局より説明させます。

○ 議会事務局次長

お手元に配付しておりますとおり、民友クラブの道祖議員から、「飯塚市議会の議員の定数を定める条例」が提出されております。この議案の取り扱いにつきましては、本会議最終日であります27日に議員提出議案として上程し、議案の提案理由説明、質疑を行った後に、議員提出議案でありますので、委員会付託を省略することを諮っていただき、本会議即決としていただいております。ご審議方よろしく願いいたします。

○ 委員長

事務局の説明が終わりましたので、飯塚市議会の議員の定数を定める条例について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。道祖議員、提出者席へお願いいたします。

○ 道祖議員

大変皆様には、ご迷惑をおかけいたします。お手元に配布させていただいておりますように、飯塚市議会の議員の定数を定める条例を地方自治法第91条第1項の規定により提出させていただいております。そのなかにより、市議会の議員の定数を現行34人でありませうけれど、これを28人とすることを提案させていただいております。また、次回の一般選挙からこれを適用するように定めるものでございませう。なお、旧1市4町の選挙区で選挙すべき議員をここにありませうように、飯塚で17人、穂波で5人、筑穂で2、庄内で2、穎田で2という形です。ね、合計28人ということで、提案させていただくものでありませう。なお、ご承知のように、地方自治法第91条におきまして、1項では、市町村の議会の議員の定数は条例で定めるといふうになっております。また、2項において、人口の10万以上20万未満の市は34人という上限が決まっております。第4項では、第1項の規定による議員の定数の変更は一般選挙の場合でなければ、これを行うことはできないといふうになります。なお、これもご承知かとは思いますが、地方分権一括法により、法律ではなく、条例により各自治体で自主的に議員の定数は決めることができるといふうに平成15年1月1日からなっていることを付け加えさせていただきます。また、公職選挙法第15条で地方公共団体の議会の議員の選挙区について定められております。これの第6項には、市町村は特に必要があるときは、その議会の選挙につき条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市については、この区域をもって選挙区とするといふうになっております。第8項においては、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は人口に比例して条例で定めなければならない。但し、特別の事情があるときは、概ね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるといふうになっております。また、実例、判例の中に人口に比例する各選挙区別定数は国勢調査の結果、公表された人口に基づき議員一人あたりの人口数を求め、各選挙区の人口数を議員一人あたりの人口で除して得た数によって定めるべきである。昭和37年11月30日の判例が出ております。また、公職選挙法第15条第7項、第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は人口に比例して算出することとされているが、その算出にあたっては、議員定数配分基数を計算し、計算により端数が生じたとき端数切り上げで得た数が議員定数に達するまで端数の数の大きい順に切り上げる取り扱いとすべきである。昭和39年8月26日の判例が出ておることを付け加えさ

させていただきます。以上です。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

私は、この議員定数の問題と選挙区の問題については、慎重に審議する必要があると思うんですね。これについては、議員だけで慎重審議というばかりでなくって、この際市民の広範な意見を聞く必要があるだろうと思うわけです。従って、諮ったうえでということでしたけど、本会議で即決というのは、乱暴すぎると思うんですね。それで、いくつか提案者にお尋ねするんですが、条例を議員の定める条例ということにされておるわけですが、選挙区について附則で選挙区条例の一部改正とされたのはどうしてでしょうか。議員の定数を定める条例と、それからもう一つ選挙区条例の一部改正する条例と2本条例を提案されてもよかったのではないかと思うわけです。それについては、先ずいかがでしょうか。

○ 道祖議員

今、飯塚市においては、91条に基づく内容で上限が34といことで、前回選挙されております。条例そのものが定められてないということですので、条例を定めるということを提案させていただいております。その中で、選挙区を設けるということで、1本で出させていただいております。

○ 川上委員

いや、その理由を聞いているんです。新しく出す方は分かるんですよ。それで、既に選挙区条例があるわけですから、その一部改正条例を出すというふうには、何故考えなかったのかお聞きしておるんです、附則じゃなくって。

○ 道祖議員

選挙区条例って、何ですか。

○ 川上委員

道祖議員、既に選挙区条例あるわけです。

○ 道祖議員

選挙区条例はありません。無いというふうに、理解しておりますし。

○ 川上委員

それは、道祖議員の錯誤です。あるんです。

○ 道祖議員

錯誤になるんですかね。私は、現行の飯塚市議会の条令の中では、そういうものは無いと。だから、改めて定めるものだというふうに理解して、この条例案を出させていただいておりますけどね。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16：31

再 開 16：32

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

というように、提案者が錯誤を犯すぐらいのことなんですよ。だから、市民の中で、あと2、3日のうちで、最終日までのうちに、この条例案を市民が見て自分の意見を聞いてもらうとかいうような、これはなかなか難しいわけですよ。それで、2点目お尋ねします。改選時期は、3年後ということなんですよ。それで、何故この時期にこの条例を出されたのかね、時期の選定にどうお考えか、お尋ねします。

○ 道祖議員

先回9月に出されたときに、同じような質問が川上委員からあったと思いますけれど、私は選挙を受けた際に、その選挙に臨んだ際に、いろいろ支持者の方からご意見いただいたから、9月に28人という条例を出させていただいたんですよ。早くそれは、議会改革というか、市民にいろいろ負担を求めるので、行財政改革の中で、だから姿勢を示すということで、先回も9月に出させていただいたんですけど、先回は通らなかったということでありまして、しかしそれからもう何ヶ月たってますかね、9ヶ月ですか、やはり、これから行財政改革は、どんどん進んでいくうえで、やはり議会改革をやっているんだという姿勢を早く見せるべきだという思いで、出させていただいております。

○ 川上委員

少し、微妙に違うんですが、今のお話をお聞きしますとね、提案者の意向としては、市民によくこのことを知っていただいて、市民からも議会が市民の意向を聞く必要があるというふうに言われてるんだろうと思うわけです。それから言うと、事務局長の提案としては、本会議即決というのは、提案者の意向にも沿わないんじゃないかなと思うんですよ。それで、どうでしょうか、今日は本当は提案理由の説明も本当は聞けば、もっと慎重審議が必要だと、従って常任委員会なり議運なりへの付託が必要なんだということが分かると思うんですが、私としては本会議即決には反対、常任委員会あるいは議運への付託をすべきだというふうに考えます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:35

再開 16:36

委員会を再開いたします。他に質疑はありませんか。

○ 八児委員

私も公明党も、こういうかたちでまた上程されるということに対して、多少戸惑っております。9ヶ月で、市民の理解とか、そういうふうな話が盛り上がってきたのか、また議員それぞれの身分に対して、議員がそれぞれこういう問題について、しっかりやはり今まで市民なり、いろんな協議をなされてきたのかということに対して、ちょっとまだまだ足りないのではないかというふうに思っておりますので、私どもはしっかりと審議をする場が、やはり議員の中にもいるのではないかと考えておりますので、何らかの委員会を設置されるとか、そういう形が必要ではないかと考えております。以上です。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 江口委員

前回の時には、オープンという形でしたので、私どもの会派としては賛成をさせていただきました。ただし、今回については、選挙区の設定がっております。その中で、会派の中でも様々な話をさせていただいております。その中で、何故今回選挙区を設定をしたのか、原則としては特に必要がある場合を除き選挙区は一つなわけですよ。その分について、もう一度詳しい説明をお願いいたします。

○ 道祖議員

先回9月に提案した時に、諸々の反対の意見、賛成の意見が出ております。そのご意見を拝見いたしまして、なるほどという点も多々ありましたので、それは例えば旧4町の選挙区から選出された議員である私達が、旧4町の住民から日頃指摘されていることを考えると安易に賛成することが出来ません、それは行財政改革の名において支所の職員が削減され、市民サービスは低下の一途であり、旧4町の市民はまさに取り残され地域格差は広まるばかりで、合併し

て何が良かったかと言われているところですか、その中でつまり議会改革や行財政改革を推進するには、市民の方々のこのような声も反映させることが重要だと考えますとかあるわけです。反対意見や賛成意見の中の一つですけど、こういうことを考えますと、やはりもう一度選挙区を設けて選挙をするということも必要かなというふうに思った次第です。尚且つ、今日も議運の中で公共施設等のあり方に関する特別委員会が設置されております。その中には、731の公共施設、旧1市4町の公共施設731の施設を統廃合を含めて廃止するなり再利用するなりの案件がこれから議論されるわけです。おそらく総論は賛成というかたちにはなるんでしょうけれど、やはりそこで地域の格差の問題とかがいろいろ出てくるんだらうと思います。従って、反対意見の中でありましたように、地域格差のないような状況を求める意見を大事にするならば、再度選挙区を設けることも必要かなと、またちなみに申しますと、そらく統廃合で新しい施設を作るとかなりますと、合併特例債を使うようなことにもなるかと思えますけれど、この合併特例債は合併してから9年間の間に使う道を考えるというようなかたちになりますので、次の任期までやれば、丁度9年になりますので、その中で住民の声が反映されるのではないかというふうに考えた次第であります。また、昨年もしやいましたが、18年11月には飯塚市の行財政改革の大綱が示されておりますし、そしてその中に改革の実施計画を作ることが定められ、それが出来上がっておるわけです。それとともに、19年3月には飯塚市の集中改革プランも出されております。実施計画と集中改革プランの中に、市民負担を求めるといことが、いろいろ出てくるわけです。これも言いましたけど、だから地域の人達にとっては、反対意見であったような思いが強いのであろうと思えますので、その意見を吸い上げるには、やはりもう一度選挙区を設ける必要があるのではないかというふうに考えて、今回提案させていただいておるところです。

○ 江口委員

特に必要があると認める場合を除き、一つであるべきだというふうな自治法の原則があります。それを論破するには、まだ薄いのかなという思いがあります。地域の声をというふうな話であるのならば、新飯塚市は地域審議会を設けないかたちで勧めていております。であるならば、この選挙のところで、選挙区を設けるのではなく、地域審議会を設けて、地域の声を反映させる、そして議会の方は全市的な部分で考えるという方策もあったかと思えます。また、批判の中には、地域としての一体感を阻害するという話もありました。そしてまた、選挙区を設けることによって死票が増えるという部分等もございます。その点については、どのようにお考えですか。

○ 道祖議員

一体感の問題になってきますと、今度提案させていただいている内容は、年間約5千万、もしこれが通れば、次から28人ですから、5千万あったら相当な事業が出来るのではないかなというふうに思っておりますけれど、今飯塚市は金が無いということは、いろいろ言われておりますので、それは事実なんだらうと思えます。それで、明日の一般質問でも、そのへんの財政の問題は質疑される方がいらっしゃるようですが、それとともに金の無い実態というのは、3月の田中裕二議員の質問でも出ておりました。そういう実態がある。それで、例えば具体的に言いますと、今日庄内の役場の前に行って来ました。役場と言ったら悪いですね、支所ですね。その前に、庄内町憲章というのがあるんですよ。ご存知ですか。筑穂町の支所には、筑穂町憲章というのがあるんですよ。横には、保健センターという看板があるんですよ。飯塚市の前が、飯塚市市民憲章という石碑があるんです。これは、以前おかしいということを指摘したことがあるんです。なんで、どかさないのかと。一体感を持つならと言ったんです。そしたら、金が無いからどかせないと言ったんですよ。そういう現実があるということを考えると、へ理屈かも分かりませんが、金をどこからか作らないと、そういうのも撤去出来ないという現実

があるということが答えになるかどうかですけどね。けど、現実はいくら金が無ということだろうと思います。必要ないから、金かけないということかも分かりませんがね。それともう一つ質問は何でしたっけ、死票という言葉がどうなのかなと思うんですけど、私は単純に人口割りでいきますから、死票、それは例えば確かに有権者は一律ではないと思いますけど、投票率が一律ではないし、候補者の数が一律ではないからですね。選挙区になると、ここに定められているように、人口割りでやっていくしかないのではないかと理解しています。

○ 江口委員

今のを聞きましても、ずっと納得出来るものと私は思わない部分があります。よって、この部分については、先ほど川上委員、そして八兒委員が言われたように、きちんと審査をする場が必要だと考えます。委員長において、お取り計らいをお願いいたします。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 市場委員

本案については、民友クラブから提出されていますけど、会派の中でも意見があります。この案件そのものが、議員それぞれに深く関連のある議案だと思うんですよね。それで、今出されました、一体感の問題とか死票なんかの話も含めまして、もう一度会派に持ち帰って協議したいと思いますので、委員長にそのように取り計っていただければ幸いです。協議をしたいということです、会派で。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:47

再 開 16:49

委員会を再開いたします。今、市場委員の方から提案がありましたが、会派に持ち帰ってもう一回協議したいということで、その部分について皆さんの方はいかがなものかと思いますが。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:50

再 開 16:52

委員会を再開いたします。それでは、本案については各会派に持ち帰りいただき、23日の月曜日本会議終了後に議会運営委員会を開催し、再度協議していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

道祖議員も23日に出席してください。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。